

# 第19回「アグリフード EXPO 東京 2026」 徳島県ブース出展募集要項

## 1. 事業目的

「とくしま六次産業化推進連携協議会」が、多数のバイヤーが参加する第19回「アグリフード EXPO 東京 2026」に、「徳島県ブース」を設置し、県内の優れた農林水産物を活用した加工食品等をまとめて展示することで一体的なPRを行い、本県農林水産物の販路拡大に資する。

## 2. 展示商談会概要

<第19回「アグリフード EXPO 東京 2026」>

- (1) 開催内容 : 展示商談会
- (2) 会 期 : 令和8年8月19日(水)から8月20日(木)まで
- (3) 会 場 : 東京ビッグサイト 東1ホール(東京都江東区有明3-11-1)
- (4) 主 催 : 株式会社日本政策金融公庫
- (5) 来場対象者 : 小売業(食品)、食品製造・加工業、商社・卸売業・流通業、外食業、中食業・給食産業等
- (6) 特 徴 : 「農と食をつなぐ」をテーマに、地域性豊かな国産農林水産物・食品の国内外への販路拡大を目的とした展示商談会。多数のバイヤーが商談を目的に来場することが予想され、国内外への販路拡大が期待できる。

※過去の実績(第18回「アグリフード EXPO 東京 2025」実績)

出展者数 : 527社  
来場者数 : 12,833名

## 3. 「徳島県ブース」概要

- (1) 出展規模 : 12小間程度(1小間あたり4平方メートル)
- (2) 出展対象 : 徳島県内の事業者で県内の優れた農林水産物を活用した加工品の製造・販売を行う6次産業化事業者および農商工連携事業者

※共同出展の場合は、1小間(2.0m×2.0m)に2社までの出展となります。

## 4. 経費負担

- (1) 出展にあたっての募集小間数及び負担金は次のとおりとする。

出展枠	募集小間	負担金
当協議会の会員である下記の市町に住所(法人の場合は本社)がある事業者 (徳島市、阿波市、那賀町、松茂町、北島町、藍住町、板野町)	8小間程度	70,000円
上記以外の市町村に住所(法人の場合は本社)がある事業者	4小間程度	165,000円

- (2) 負担金においては、次の経費が含まれる。  
出展料(ブース壁、社名板、テーブル1台、パイプ椅子1脚、共有キッチン利用料、1社1小間まで)、共通装飾代

- (3) (2)以外の経費は、各事業者の負担とする。  
<例>各事業者の独自装飾に係る費用、商品及び装飾備品等の配送費用、旅費及び滞在費用、自社カタログ等制作費、試食・試飲サンプル費、各事業者が独自で使用する備品等のレンタル料金、電気機器を使用する場合の電気工事費及び使用電気料金等

※会員市町、非会員市町で共同出展となる場合は原則、会員市町の出展枠となります。

## 5. 申込条件

以下の（１）から（５）の条件を全て満たすこと。

- （１） 徳島県内に住所又は本社を有し、農林水産物の生産及びこれらを原料とする加工食品の製造・販売（委託を含む）を行う事業者であること。
- （２） 会期の全日程を通じて、ブースに１名以上の商談における決裁権限を持つ担当者の常駐が可能であること。
- （３） 首都圏・海外等への販路開拓のため、県外企業等との商取引を目的とした商談が主な参加理由であること。
- （４） 協議会が実施するアンケート、聞き取り調査等への協力が可能であること。
- （５） 各種申請書類の提出期限を遵守し、遅延なく提出可能であること。

## 6. 申込書類及び申込期間、申込書類提出先等

### （１） 申込書類

- ① 徳島県ブース出展申込書
- ② 出展する商品のFCP展示会・商談会シート（最新の様式を使用すること）
- ③ 出展に関する調査書【初出展者のみ】

### （２） 申込期間

令和８年３月２７日（金）から令和８年４月３０日（木）午後５時まで（郵送の場合、必着）。

申込が受入可能数を超過した場合は、７により事業者の選定を行う。

### （３） 申込方法

申込書類を下記の提出先に郵送、電子メール、直接持参のいずれかにより提出すること（電話及びFAXでの申込は不可）。

### （４） 申込書類提出先・問合せ先

とくしま六次産業化推進連携協議会事務局（農林水産総合技術支援センター経営推進課）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2432 E-mail：keieisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

※FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）：食品事業者の意欲的な取組を活性化することを通じて、食に対する消費者の信頼向上を図る対策として、農林水産省が推進している取組です。

## 7. 事業者の選定等

### （１） 選定基準

各出展枠において申込者多数の場合は、初出展又は過去の出展歴が少ない事業者を優先して選定する。

### （２） 結果の通知

選定の結果については、決定次第連絡する。

## 8. その他

### （１） 出展辞退

出展決定後の辞退については、解約料金として事業者主催者が定める出展料（165,000円）の全額を請求する。

ただし、災害等により展示会自体が開催延期又は中止となった場合は、この限りではない。

### （２） 出展の取り消し

出展決定及び負担金の入金後であっても、度重なる各種書類の提出遅延や連絡不通、当協議会の指示に従わない等の行為があれば、出展意向がないと判断し、出展を取り消す場合がある。